

令和6年度校則の見直しについて

服装・頭髪規定

※本規定に書かれていないからといって何をして良いと言うわけではありません。朝倉光陽生として就職・進学試験にいつでも対応できる服装・頭髪等を、各個人で自主的に守っていくように心掛けてください。

- 1 服装 基本的に季節に関係なく冬服・中間服・夏服を選んで着てよい。ただし、入学式・卒業式、その他学校が指定する式典・行事においては学校が指定する制服を着用すること。

(1) 男子制服

ア 冬服

- ①学校指定の学生服（上下）とする。
- ②学生服の下に華美でないベスト、セーター類の着用を認める。
ただし、上着の袖・襟・裾から出ないようにする。

イ 中間服

- ①冬服の上着をとり、学校指定の長袖シャツを着用する。長袖シャツの裾は必ずズボンに入れる。
- ②長袖シャツの下は、白・黒・紺色のシャツとする。（ワンポイントまで）

ウ 夏服

- ①学校指定の半袖開襟シャツ、ズボンとする。
- ②半袖シャツの下は、白・黒・紺色のシャツとする。（ワンポイントまで）

エ ズボンは必ずベルトを着用し、腰骨の上で着用する。（腰パンをしない。）

(2) 女子制服

ア 冬服

- ①学校指定の制服（上下）とする。
- ②ブレザーの下に学校指定のセーター（全員購入）、または学校指定のベスト（希望購入）を着用してもよい。
- ③長袖シャツ着用時は、リボン又はネクタイを着用すること。

イ 中間服

- ①冬服の上着をとり、学校指定の長袖シャツを着用する。
但し、長袖シャツの上に学校指定のセーター又はベストを着用すること。
- ②長袖シャツの下は、白・黒・紺色のシャツとする。（ワンポイントまで）
- ③長袖シャツ着用時は、リボン又はネクタイを着用すること。

ウ 夏服

- ①学校指定の半袖開襟シャツと学校指定のスカート又はズボンとする。
- ②半袖開襟シャツの下は、白・黒・紺色のシャツとする。（ワンポイントまで）
- ③学校指定のセーター又はベストを着用してもよい。また、制服の上着を体温調節で着用しても良い。

エ スカート

- ①スカートの裾が膝にかかること。
- ②スカートのベルト部分を折り曲げない。
- ③裾を折り曲げたり、切ったりしない。
*スカートを加工した場合（折り曲げ、切るなど）は再購入とする。

- ④ベルトをしない。
 - ⑤スカートの下にジャージ等をはかない。
- オ ズボンの場合は必ずベルトを着用し、腰骨の上に着用する。

2 服飾品

(1) ソックス

- ア ソックスはくるぶしが完全に隠れるものであること。ソックスの色は、白・黒・紺・グレーとする。(ツーポイントまで)
- イ ルーズソックス・レッグウォーマー類は禁止する。

(2) タイツ (男女共通)

- タイツは黒とする。

(3) 防寒着

- ア 防寒着 (コート・ジャンパー・マフラー等) は華美でないものとする。
- イ 校舎内での着用は認めない。着脱は生徒昇降口で行うこと。
- ウ 防寒着はロッカーまたは鞆に入れて保管すること。
- エ バイク通学者の防寒着は別途指示する。

(4) バッグ類

学校指定の通学バッグを使用すること。セカンドバッグは、各自持っているもので良い。ただし、セカンドバッグのみでの登校は禁止する。

(5) 通学靴

ローファー又は、学校指定のグラウンドシューズであること。(踵を踏みつけて履かないこと。) ローファーの色は黒とする。

3 頭髪等

(1) 頭髪について

- ア 全体的として常に清潔に心がけること。また、極端な髪型 (左右非対称・極端な刈りあげ等) にしないこと。
- イ 前髪は目にかからないこと。
- ウ 染色や脱色、パーマ等は禁止とする。
- エ 結び方については、前から見た状態で頭頂部から見えないこと。
- オ 両肩を結んだラインより髪の長い生徒はゴムで結ぶこと。
ゴム及びシュシュの色は黒・紺・茶色・ベージュとする。

(2) 眉毛については、身だしなみの範囲で整える程度は認める。ただし、眉毛を極端に剃ったり、抜いたりすることは禁止する

(3) 違反した場合は学校の指導に従うこと。

(4) 帰宅指導について

- ア 頭髪検査に合格できなかった生徒は、原則として帰宅指導とする。
- イ 頭髪の規定に従っていない生徒は、帰宅指導を行うことがある。

4 装飾品等

(1) ピアス、ネックレス、指輪、カラーコンタクト等の装飾品は禁止する。

(2) 化粧 (色付きリップ、アイプチ、眉を描く、睫毛のエクステを含む)、マニキュア等は禁止する。

(3) ピアスの穴をあけることを禁止する。